重要文化財【桑野遺跡出土品】夏季特別展示解説

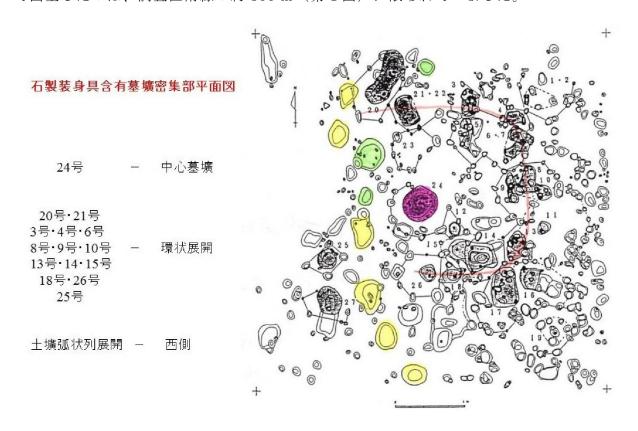
一 カゴ田類材品を中心に -

あわら市郷土歴史資料館 特別展示室

平成 24 年 9 月 6 日、[重要文化財/考古資料] に指定された「福井県桑野遺跡出土品」は、桑野遺跡から出土した縄文時代早期末から前期前葉を主とする出土品一括です。

それらは、縄文時代の人々の装身や葬送儀礼を復元する上で重要であり、わが国を代表する出土品であるとともに、環日本海域に於ける縄文文化の特質と交流を解明する資料として、その学術的価値は極めて高いものと評価されました。

桑野遺跡は、加越台地の東南縁に接する、旧金津町北金津(溝江郷)と山室(郷庄不知)が入り組んだ地の丘陵上に所在していました。発掘調査は、約9,000㎡と略丘陵上部平坦面の全域に及び、各所より各時代の遺構・遺物が検出されましたが、石製装身具が集中して出土したのは、調査区南縁の約300㎡(第1図)に限られていました。



第1図 桑野遺跡石製装身具含有墓壙密集部配置図

この丘陵は、明治時代の測量図を見ると、よりも丘陵が拡がっていたようで、そうすると、跡は丘陵の北方に立地していたことになります。

抑々、大野雲外らによって古くは「石環」とも称された品の名称は、「佩宝」(古代中国では天子・貴人が腰に帯びた玉器)である「玦」に形状が類似していたことに由来します。 大正時代に大阪府国府遺跡で人骨頭部付近から発掘され、以来「玦状耳飾」と称されるようになりました。近年の富山県小竹貝塚で発掘された人骨頭部位置からも、当該品が一対発見されています。

玦状耳飾は、縄文時代に数少ない渡来系石器の一つであると、予てより注意されてきました。桑野遺跡出土品に用いられた石材と、中国東北部に産出する材の類似は、大陸との交流を云々されもします。

然り乍ら、それらの白色材とともに、押並べて列島の品に用いられていた通有な材と される滑石もまた、出土品の過半を占めています。加えてそれらの内国産石材も一概に 同一ではなく、様々な材が用いられているようです。

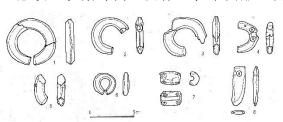
そこで今回の夏季展示は、

【対構成重複出土例と石材(カゴ田類材品)の相関を探る】 とのテーマで、 長野県「カゴ田遺跡」例に類似する材が用いられた品を抽出してみました。

すると、桑野遺跡では、4号・8号・17号と、三基の土壙にカゴ田例類材の対品を確認することが出来ました。更に、5号土壙(小型対品及び鰹節形垂飾並置)外の周回ピットのなかからも1点が単独で検出されています。

カゴ田例 (第2図) の形状は、桑野例と同様に、平面形が円形で中央孔も大きく、その





帰属時期は"始源期" まで遡上すると看做 されます。

品に用いられた材は、 『長野県史』で石製品 の「石質は大部分滑石 である」と記されまし

第2図 カゴ田例(左 飯島町教委1978、右 長野県1983)

たが、一方で一部の材に【透閃石】が混じっているように鑑定した岩石の専門家もいました。

透閃石は角閃石の一種で、結晶の粒度で見た目が大きく違う不思議な石と云われ、なかでも結晶が細かく細粒のものを軟玉(ネフライト)と云います。軟玉とは、中国で玉器に用いられ、硬玉であるヒスイに対しての呼称です。

これと類似する名称に【閃透石】と云うのがあります。予て、「桑野遺跡出土品」の白色 材の玦状耳飾や箆状垂飾は、「中国江蘇省宣興県で産出するカルシウム化した閃透石と色が 良く似ている」と、中国浙江省博物館顧問の観察所見がありました。

これらの類似性は、果たして何を物語っているのでしょうか。

桑野遺跡でカゴ田類材対品が出土した三例は、並置(17号)と重複(4号・8号)の二態に区別されます。

対構成の玦状耳飾が一つの遺構から検出された場合、従来両耳に一個づつ装着して埋葬されたものと考えられてきました。それも、大阪府国府遺跡での人骨鑑定から、着装していたのは女性であるとも。

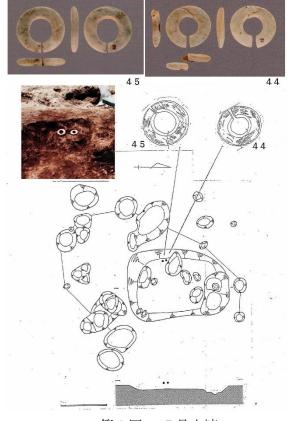
カゴ田類材対品が並置された例である 17号土壙(第3図)は、北方がやや窄まる隅丸方形の土壙(224 cm×160 cm)で、主軸から23℃右傾した肩部下端付近に、カゴ田類材品の玦状完品1対が並置された側にされました。土壙の中から外に向助目されました。土壙の中から外に切りをは2点とも同一で外側(南西)をお対しては2点とも同一で外側(南西)のは対よらでは10元の間隔が頭部両耳幅まで広がっていないように考えられ、肩部出土という検出位置も併せれば、埋葬体位・装着方法に疑義が存する余地を残します。

春季には白色材を中心とした展示を行いました。20号2対中の、及び24号・25号などの白色材対品が検出された位置及び態様は、肩部に並置というよりも密接と表現した方がより適切でしょう。

一方、三例のうち二例(4・8 号)の対品は半ば重複気味に検出されています。対品が、同一遺構から検出されること自体、そうした例は然程多くありません。加えて、対品が重複していたと明瞭に識別されたのは、桑野遺跡以外には北海道・小林遺跡ぐらいでしょう。

小林墓 96 では、隅丸長方形土壙の「南西側床面(「右耳部」)から 2 個重ね餅状に上下重なって出土」、「2 個の間に土が入り込んでいなかったという」(第 4 図)ことから、「副葬品的」と解されています。

両者の材は、ともに蛇紋岩製とされるものの、色調は異なるようです。切目部方位は相反し、下位の品の右脚部には切目小孔が穿たれています。中央孔の位置も若干異なりなす。果たして同型対品の例でしょうか。

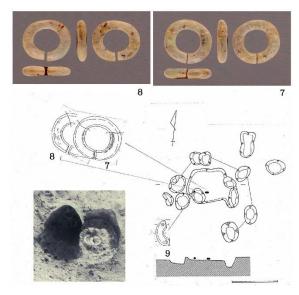


第3図 17号土壙





第4図 小林例(芽室町教委2000)



第5図 4号土壙

8 号土壙は、楕円形の土壙(182 cm×90 cm)で、肩部内側よりカゴ 田類材品の玦状完品 1 対が、土壙外 面に近い高さで、若干大きめの品を 下位に、重複して出土しました。

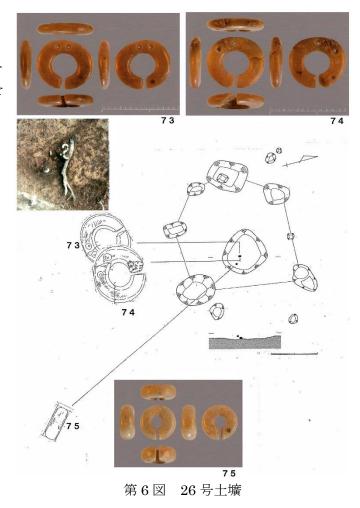
また、土壙中央部には滑石製の両端が 磨滅した玦状欠品も検出されています。

26 号土壙 (第 6 図) は恐らく隅丸方形の土壙 (102 cm×98 cm) かと思われます。滑石製の大振りな玦状完品 1 対が、央部底面から両者とも折損していましたが、重複(並置?)して出土しました。北側にあった方がやや大きめの品でたるに折損箇所の両側に補修孔を持ちます。また、対品より土壙の肩部側に少し離れ、やや高位に別素材の玦状完品が 1 点、切目部を下位にした立位で検出されています。

こうした対品の出土状況から、如何 なる葬送儀礼が執り行われていたので しょうか。想定は多岐に亘ります。

4 号土壙(第 5 図)は、略隅丸方形に近い楕円形の土壙(108 cm×80 cm)で、南西側付設ピット東方からカゴ田類材品の玦状完品 1 対が半分ほど重なるようにして出土しました。上位の品の方がやや大きめの品で、特にその切目幅は極めて狭く、どのようにして作出し、また着装したのか、考えさせられます。両者の切目部方位は、ともに土壙の外側を向いています。

また、対品より土壙外側から滑石製の 玦状欠品も検出されました。切目正反部には 穿孔が施され、垂飾に転用された例と考え られます。



展示期間 : 平成 27 年 6 月 30 日 (火曜) \sim 8 月 30 日 (日曜)

あわら市郷土歴史資料館(0776-73-5158)